



公益社団法人自由人権協会
〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2018年3月28日

公益社団法人自由人権協会
代表理事 喜田村 洋 一
同 紙 谷 雅 子
同 芹 澤 齊
同 升 味 佐江子

東京都迷惑防止条例改正案に反対する声明

1 はじめに

本年3月22日、東京都議会において、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の案（以下「改正案」という）が警察・消防委員会で賛成多数で可決された。改正案は、同月29日の本会議で可決される見通しであると報道されている。

しかし、改正案には少なくとも以下の問題があることから、可決されるべきではなく、廃案とされるべきである。

2 内容

現行条例の5条の2第1項は、「正当な理由なく」、「専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で」、同条各号の行為を反復して行うこと（さらに所定の要件を満たすことを前提とする）を禁止しているが、改正案では、同項において、第1号に「住居等の付近をみだりにうろつくこと」、第2号に「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」、第4号に「電子メールの送信等を行うこと」、第6号に「その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」、第7号に「その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る

状態に置」くこと等が、禁止の対象としてそれぞれ追加されている。

また、現行条例では、5条の2第1項のうち第2号（盗撮行為）以外の各号に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとされているが、改正案では、上記各号を含め、5条の2第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている。

3 問題点

改正案の規定は、濫用の危険が大きいものである。

すなわち、上記の「正当な理由なく」、「専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で」は多義的であり、諸々の活動に広く適用され得るものである。例えば、政府や企業の問題点を指摘したり、その問題点につき取材する活動をすることは、政府や企業の関係者に対する「悪意の感情」があるものと解し得る。この点、ストーカー行為等の規制等に関する法律において、改正案における上記各号と同様の行為の規制がなされているところ、その規制における行為の目的が、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」とされ、恋愛感情その他の好意の感情に関するものに限られていることと大きく異なる。

そして、上記の、第1号の「みだりにうろつく」、第2号の「行動を監視していると思わせるような事項」、第6号の「名誉を害する事項を告げ」ることも、上記と同様に、多義的であり、また、諸々の活動に広く適用され得るものである。また、第4号の「電子メールの送信等」は、電子メールのほかSNSを広く含むものであり、インターネット上の表現活動に広く適用され得る。

これらの規定は、市民の抗議活動や取材行為など諸々の活動を萎縮させる効果を有するものである。さらに、このように多義的な要件を充足させるための、捜査機関による自白の強要のおそれもある。

このように、改正案は、憲法21条で保障される表現の自由、報道の自由を侵害するおそれがあるものといわざるを得ない。

以 上